

「安全衛生推進者」養成講習のご案内

— 10人から49人の事業場には選任義務があります —

一般社団法人 新宿労働基準協会（東京労働局登録 第6号）

労働安全衛生法では、常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場で、工業的業種については、「安全衛生推進者」を選任しなければならないと定めています。

法定の講習を受講した「安全衛生推進者」を選任し、安全衛生に係る職務を担っていたため、当協会では、東京労働局の登録講習機関として、「安全衛生推進者養成講習」を下記により実施しますので、関係従業員の受講について、ご案内します。

なお、講習1日目の労働衛生関係は、衛生推進者養成講習と合同で実施します。

1 講習日時・会場

講習名	講習日時・内容	会場
安全衛生推進者 養成講習	2023年12月12日(火)～13日(水) 1日目 9:35～16:10（労働衛生関係） 2日目 9:40～16:10（安全関係）	「BIZ新宿 研修室A」 (地図裏面) 新宿区西新宿6-8-2

2 受講料

安全衛生推進者 12,800円（税込・テキスト代込）

3 受講申込

受講申込書に記入の上、（一社）新宿労働基準協会へFAXしてください。

📞 WEB申込はこちらをクリックしてください 🖱️

4 申込及び振込期日・定員

2023年12月5日（火） 定員 60名

5 受講料の振込先

銀行名 三菱UFJ銀行 大久保支店

口座名義 （社）新宿労働基準協会

口座番号 普通預金 3991676

※振込人名の前に講習会1日目の月日をご記入下さい（例 1212 〇〇カイヤ等）

6 その他

（1）申込み取消しは、12月5日（火）までをお願いします。

それ以降の取消しには応じかねますので予めご了承ください。

（2）受講者には、講習の1カ月ほど前に「受講票」をお送りしますので、受講日に受付に提示してください。

（3）講習会の受付時間は、1日目、2日目とも9:00～9:30です。

（4）講習終了後に「修了証」を交付しますので、講習日には、受領の認印をご持参ください。

（5）お問合せ先 03-3366-4737 新宿区西新宿7-5-20 新宿旭ビルA館205号

7 安全衛生推進者の区分

区 分	業 種
安全衛生推進者 (10人以上50人未満)	建設業、運送業、清掃業、製造業、通信業、電気業、林業、鉱業、ガス業、水道業、熱供給業、自動整備業、機械修理業、各種商品卸売業、各種商品小売業、旅館業、ゴルフ場業、家具・建具・じゅう器等卸売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業
衛生推進者 (10人以上50人未満)	上記以外の業種（卸売業、小売業、金融業、保健衛生業、飲食店、ビルメンテナンス業、警備業、企業本社）

「講習会場」 B I Z 新宿 新宿区西新宿6-8-2



安全衛生推進者 受講申込書 (2023年12月12日~13日開催)

事業場名		Tel	
所在地	〒	Fax	
フリガナ 1 受講者氏名		担当者	
	生年 月日	西暦	年 月 日
受講票送付先	〒		
フリガナ 2 受講者氏名		生年 月日	西暦 年 月 日
受講票送付先	〒		

提出先 (一社)新宿労働基準協会 **FAX 3366-8865**

当協会ホームページにてWeb申込みも可能です。 [新宿労働基準協会](#) [検索](#)

※本件個人情報、本講習会のみで使用させていただきます。

※講義中は、マスク着用にご協力ください。発熱等の症状のある場合は、受講をご遠慮ください。